

旭川

労政だより

平成27年1月1日発行

旭川市経済観光部経済総務課雇用労政係

旭川市6条通10丁目

旭川市第三庁舎3階

Tel : 25-7152 Fax : 26-7093

働くルールを再確認！

最低賃金はいまいくら？

現在の北海道（地域別）の最低賃金は『748円』です（平成26年10月8日発効）。

最低賃金制度とは、最低賃金法に基づき国が賃金の最低額を定め、使用者は、その最低賃金額以上の賃金を労働者に支払わなければならないとする制度です。常用・臨時・パート・アルバイト・嘱託などの雇用形態や呼称にかかわらず、原則としてすべての労働者と使用者に適用されます。

最低賃金より低い賃金を労使合意の上で定めても、最低賃金法によって無効とされ、最低賃金額と同様の定めをしたものとみなされます。

※特定の産業には特定（産業別）最低賃金が定められています。

■詳細

・旭川労働基準監督署 電話：35-5901

「障害者雇用納付金制度」の対象事業主が拡大されます

障害者雇用納付金制度とは、障害者の雇用に伴う事業主の経済的負担の調整を図るとともに、全体としての障害者の雇用水準を引き上げることを目的に、障害者雇用納付金（「納付金」）の徴収、障害者雇用調整金、報奨金、各種の助成金の支給を行う制

度です。

平成27年4月から、常時雇用している労働者数が100人を超え200人以下の中小事業主の皆さまも納付金の申告が必要となります。対象事業主の皆さまは、平成28年4月の申告開始時期に向け、平成27年4月から翌年3月までの各月の雇用障害者数等の把握・確認など申告・納付に向けて具体的な準備が必要となりますので、早めの取組をお願いいたします。

■詳細

・北海道高齢・障害者雇用支援センター

電話：011-622-3351

パートタイム労働法が平成27年4月より変わります！

平成27年4月1日から、パートタイム労働者の公正な待遇を確保し、納得して働くことができるようにするため、パートタイム労働法（短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律）や施行規則、パートタイム労働指針が変わります。

◆主な改正点

①パートタイム労働者の公正な待遇の確保

- ・正社員と差別的取扱いが禁止されているパートタイム労働者の対象範囲の拡大
- ・パートタイム労働者の待遇と正社員の待遇を相違させる場合は、職務の内容、人材活用の仕組み、その他の事情を考慮して、不合理と認められるものであってはならないとする、広く全てのパートタイム労働者を対象とした待遇の原則の規定が創設されます
- ・職務内容に密接に関連して支払われる通勤手当は均衡確保の努力義務の対象になります

②パートタイム労働者の納得性を高めるための措置

- ・パートタイム労働者を雇い入れたときは、雇用管理の改善措置の内容について、事業主が説明しなければなりません
- ・説明を求めたことによる不利益取扱いの禁止
- ・パートタイム労働者からの相談に対応するための体制整備の義務の新設
- ・相談窓口の周知

③パートタイム労働法の実行性を高めるための規定の新設

- ・雇用管理の改善措置の規定に違反している事業主が、厚生労働大臣の勧告に従わない場合は、厚生労働大臣は事業主名を公表することができる
- ・事業主がパートタイム労働法の規定に基づく報告をしなかったり、虚偽の報告をした場合は、20万円以下の過料に処せられます

■詳細

- ・北海道労働局雇用均等室
電話：011-709-2715

年次有給休暇の取得促進を図りましょう！

北海道は、労働時間が全国平均より長く、年次有給休暇の取得率も全国に比べ低いとされています。年次有給休暇の取得を促進することは、従業員の健康確保と生活の充実に役立つばかりでなく、企業にとっても、生産性の向上、企業のイメージアップにつながるなど、大きな意味を持ちます。

年次有給休暇の取得促進を目指して「労働時間等見直しガイドライン」を活用しましょう。

【労働時間等見直しガイドラインの主なポイント】

1. 仕事の仕方を見直して、労働時間を短縮しましょう。
 - ・労働者が健康で充実した生活を送るためには、労働時間を短縮して生活時間を十分確保することが重要です。**所定外労働時間の短縮や年次有給休暇の取得促進に努めましょう。**
2. 働く意欲を高めるために、労働者一人ひとりの様々な事情へ対応しましょう。
 - ・それぞれの労働者が抱える事情や企業経営の実態を踏まえ、**企業内において労使が十分に話し合う事が重要**です。
 - ・健康診断などの結果に基づいた医師の意見を踏まえ健康に配慮する必要がある労働者や育児・介護を行っている労働者など、特に配慮が必要な労働者には、労働者の意見を聞きつつ、その人にふさわしい労働時間等の設定に

配慮しましょう。

3. 社員全員の仕事と生活の調和の実現のために、経営者が率先して取り組みましょう。

- ・経営者は労働時間等について積極的に理解を深め、自らが主導して、**職場の環境を変えるための意識改革や柔軟な働き方の実現に取り組むことが重要**です。

北海道労働局では労働時間設定改善コンサルタントを配置して、労働時間等の設定の改善に関する相談等に応じています。利用料は無料ですので、労働時間、休暇・休日などお気軽にご相談ください。

■詳細

- ・北海道労働局労働基準部監督課
電話：011-709-2311（代）

試行雇用（トライアル雇用）奨励金の活用について

業務遂行に当たっての適性や能力などを見極め、その後の常用雇用への移行や雇用のきっかけとするため、職業経験、技能、知識等により就職が困難な求職者を試行的に短期間雇用（原則3か月）する場合に、国から奨励金が支給されます。

【試行雇用奨励金】	
対象	安定した職業に就くことが困難な求職者等を正規雇用することを前提に試行雇用で雇い入れた事業主
支給額	対象者1人につき月4万円（3か月限度）

■詳細

- ・ハローワーク旭川
電話：51-0176

旭川市トライアル活用型 正規雇用移行奨励金の活用について

市内に居住する若年者（45歳未満の者）、障害者及び季節労働者の正規雇用を促進し、安定的な雇用を支援するため、国の試行雇用（トライアル）奨励

金を受給し、トライアル雇用後に正規雇用した事業主に対して助成金を支給します。

トライアル活用型正規雇用移行奨励金	
支給額	1人当たり6万円
対象要件	① 平成25年4月1日以降に若年者、障害者、季節労働者をトライアル雇用し、国の試行雇用奨励金を受給した事業主 ② 申請する企業が旭川市内に所在し、かつ対象となる若年者、障害者、季節労働者がトライアル雇用開始日に旭川市内に居住していること。 ③ トライアル雇用終了後、正規雇用として雇い入れ、引き続き1か月以上定着し、当該奨励金申請時にも継続して雇用していること。
申請期間	トライアル雇用した期間に係る国の助成金支給決定通知日の翌日から起算して2か月以内

■詳細

- 旭川市経済観光部経済総務課
電話：25-7152

勤労者教育・一般資金貸付制度をご利用ください

◆対象者

市内に1年以上居住する中小企業の勤労者の方で、現在の職場に1年以上継続して勤めている方。又は、雇用保険法第38条による短期雇用特例被保険者の方で直近2年間に通算12か月以上同一事業所に勤めている方。いずれの方も、市・道民税を完納している必要があります。

◆貸付限度額 100万円(季節労働者の方は30万円)

◆貸付利率

教育資金・一般資金(医療費・冠婚葬祭費・パソコン購入費等)

- 中小企業従業員用 年1.60%
- 季節労働者用 年2.30%

※北海道勤労者信用基金協会の保証料が別途かかります。

◆返済期間 7年以内(季節労働者の方は3年以内)

◆必要書類

- 資金申込書
- 所得証明書・納税証明書(=市・道民税)
- 使途内容を証明するもの等

◆申込先・融資審査 北海道労働金庫 旭川支店

■詳細

- 北海道労働金庫 旭川支店
電話：26-4231
- 旭川市経済観光部経済総務課雇用労政係
電話：25-7152

労働に関する相談窓口のご案内

職場でのトラブル等でお困りの際は、以下の窓口がありますので、お気軽にご相談下さい。

○解雇、配置転換、いじめ、労働条件の引き下げ、パワハラ等労働問題全般に関する相談

- 旭川総合労働相談コーナー
旭川市宮前通東4155-31 旭川労働基準監督署内
電話：0166-35-5901
- 仕事応援ダイヤル
電話：0120-07-4864(携帯電話不通)
0570-07-4864

○賃金・労働時間等の労働条件・労働災害に関する相談

- 旭川労働基準監督署
電話：0166-35-5901

○セクハラ、育児介護休業、パートタイム労働に関する相談

- 北海道労働局 雇用均等室
電話：011-709-2715

○労働契約にまつわるトラブル、賃金に関する相談

- 労働相談ホットライン
電話：0120-81-6105

- 中小企業労働相談所(上川総合振興局)
電話：0166-46-5939

○生活、就労、労働問題に関する相談

- 旭川しごとサポートプラザ
旭川市六条通4丁目 旭川市勤労者福祉会館
電話：0166-23-1401

旭川市雇用創出促進協議会では、地域の魅力を高めるための人材育成に積極的に取り組みます。

旭川市や経済団体等で構成される旭川市雇用創出促進協議会では、厚生労働省の委託を受けて、地域産品や地域で提供されるサービスの付加価値の向上や、地域産品等を地域内外に効果的に発信するための人材の育成に積極的に取り組んでいきます。

セミナーの詳細が決まり次第、随時ホームページ等でお知らせしますので、ぜひご利用ください。

【企業・事業主向けセミナー】

受講無料

名称	観光客を呼び込むための魅力について考えるセミナー
内容	多くの観光客を地域に呼び込み、企業の売上向上につなげていくためのノウハウを習得するセミナーを行います。
時期	第2回 平成27年1月13日（食と観光） 第3回 平成27年2月24日（観光）

名称	インターネット販路拡大セミナー
内容	商品営業・販売担当者などを対象に、ECサイト作成のほか、メールマガジン、ブログ、SNS等を活用した集客方法や成約率アップ方法などを習得し、個々の企業の状況を踏まえた販路拡大支援のための実践的なセミナーを行います。
時期	平成27年2月中旬予定

名称	海外販路拡大応援セミナー
内容	今後販路の開拓が見込める国（中国・シンガポール・台湾等）を対象に、実際に取引するために必要な情報や商品ニーズ、特徴などを学び、個々の企業の状況を踏まえた販路拡大支援のための実践的なセミナーを行います。
時期	平成27年2月中旬予定

【求職者向けセミナー】

受講無料

名称	お客様の心をつかむ ブラッシュアップセミナー
内容	消費者の傾向や様々な場面で利用できる色彩心理などを学び、お客様の心をつかむためのノウハウを習得するセミナーを行います。
時期	平成27年1月21・22・29日

名称	接客マナーとコミュニケーション ブラッシュアップセミナー
内容	地域産品の効果的な営業や販売につなげるため、基本的なビジネスマナーやコミュニケーション能力のほか、営業・販売に必要な実践的能力を向上させるためのセミナーを行います。
時期	平成27年2月3・4日

【職場体験実習の受入企業を募集しています】

セミナーに参加した求職者の更なるスキルアップを図るため、セミナー終了後、企業での体験実習を予定しております。

職場体験実習は、求職者のスキルアップにつながることはもちろん、企業にとっても新たな人材の確保につながる事が期待できます。ぜひ求職者の受け入れにご理解とご協力をお願いします。

【北の恵み 食べマルシェお取り寄せ倶楽部を開設】

北・北海道の食品を手軽に購入することができる、インターネット上のショッピングモールを開設しました。お得なクーポンも入手できますので、ぜひご利用ください。<http://www.marche-otoriyose.com/>

また、同倶楽部への出店者と、クーポン掲載者も募集しています。当面は、出店料・販売手数料・掲載料が無料です。

詳しくはバーチャル食べマルシェ開設運営担当までお問い合わせください。（電話：63-0277）

■詳細

・旭川市雇用創出促進協議会事務局

電話：24-2330

ホームページ：「旭川市雇用創出促進協議会」で検索または <http://www.asahikawa-koyousoushutsu.jp/>